

# 大阪柔整だより

## 報告

保険部&学術部コラボレーション企画

## 基礎知識レベルアップセミナーが開催されました

～先生の施術録は大丈夫ですか？その施術録が申請書の根拠ですよ！～

8月23日（土）大阪柔整会館5階大ホールにおいて『基礎知識レベルアップセミナー～施術録の記載方法』が開催されました。

3回目のセミナーでしたが、VTRによるケーススタディ（施術録の作成、問診時の注意点）と参加者によるディスカッション形式で進行され、今回も新たな知識が身につく充実した内容となりました。

議論の中心となったのは施術録裏面の「初検時相談支援・日常生活等留意事項」についてです。記載欄にチェックを入れているだけでは保険者からの問い合わせがあった場合に正確に答えられない恐れがあります。また、指導監査時にチェックのみで内容の記載がない場合は返還を求められるという例もあるそうです。では、どの欄に何を記載しておく必要があるのか等、具体的で参考になる議論が交わされました。

また、負傷原因の記載においてどこまで詳細に書く必要があるのかという疑問に対しては、保険担当理事より負傷部位ごとに、負傷機転が第三者に伝わるよう記載する必要があるということでした。

施術録の記載方法だけでなく、日々行う問診時の聞き取り方や、傷病名の判断方法、患者への説明・指導等、たくさんの意見を聞く事ができ有意義なセミナーとなりました。これらを施術録に残すことが、療養費支給申請の根拠となり、すべてのレセプトを守ってくれます。そして施術録の充実が、患者及び保険者との信頼関係の維持向上にも役立つものと思います。

## 『 国保連合会への返戻依頼について 』

### \* 返戻依頼の方法 \*

国保連合会へ提出している支給申請書について誤りが生じた場合、返戻依頼書に必要事項を記載し、直接国保連合会へ郵送にて依頼してください。(※FAXは不可)  
返戻依頼書は国保連合会ホームページ、もしくは本会ホームページよりダウンロードできます。

### \* 送付先及び連絡先 \*

〒540-0028 大阪府中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 (中央大通 FNビル内)

大阪府国民健康保険団体連合会

【担当】 審査室 審査課第 3 係 06-6949-5422

### \* 注意事項 \*

- ① 被保険者あるいは患者が異なる場合や、**ア**申請書種別が異なる場合は、個別に返戻依頼書を作成してください。
- ② 数ヶ月にわたり(同じ患者で)複数枚の返戻がある場合は、**イ**施術年月欄 **ウ**合計金額欄 **エ**請求年月欄は、区分して記入してください。

<b>柔</b>	<b>返 戻 依 頼 書</b>		
平成 年 月 日 大阪府国民健康保険団体連合会 行			
保 險 者 番 号			
(保険者名 )			
登 録 記 号 番 号			
施 術 所 名 称			電 話 番 号
<b>ア</b> 申 請 書 種 別	国 保 ・ 退 職 ・ 後 期 高 齢 ・ 公 費		
被 保 険 者 証 号 記 号 ・ 番 号			
受 療 者 氏 名			
公 費 負 担 者 番 号		受 給 者 番 号	
本 人 ・ 家 族	本 人		家 族
施 術 年 月	<b>イ</b>		
合 計 金 額	<b>ウ</b>		
請 求 年 月	<b>エ</b>		

**保険者変更通知**

変更前	内容	変更後	変更日
安田健康保険組合 06130645 日本興亜健康保険組合 06130900	合併	安田日本興亜健康保険組合 06130645	H26年9月1日

**\* 大阪府薬剤師国民健康保険組合 被保険者証の更新について \***

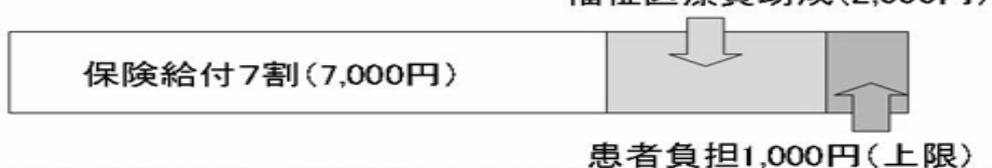
有効期限：平成27年10月31日  
 形式：被保険者1人1枚のカード  
 色彩：水色  
 更新期間：平成26年10月1日～31日  
 ※更新期間中の取り扱いは、新・旧被保険者証とも有効です。  
 但し、平成26年11月1日以降は同日前交付の被保険者証は全て無効になります。



**大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について**

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。  
 例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示すイメージとなっております。

また患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。